

令和5年度 第1回
富谷市学校給食センター運営審議会

日 時 : 令和 5年 7月14日 (金)
午前10時30分～

場 所 : 富谷市学校給食センター
2階会議室

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 開 会
- 3 教育長挨拶 教育長 及川 芳彦
- 4 自己紹介
- 5 委員長・副委員長の選任について
- 6 協議事項
富谷市学校給食の概要について
 - (1) 令和5年度「食に関する指導」計画について
 - (2) アレルギー対応給食について
 - (3) 学校給食センターの運営状況について
 - ① 学校給食センターの利用状況
 - ② 令和5年度給食数
 - ③ 令和5年度給食回数及び給食費
 - ④ 学校給食費の状況について
 - ⑤ 栄養価の状況について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会
- 9 試 食

○ 委員長・副委員長の選任について

委員長 _____

副委員長 _____

1) 令和 5 年度「食に関する指導」計画について

- ◇ 食に関する指導の目標は、①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化について学習することにある。
- ◇ 目標達成のため、特別活動や各教科における指導、給食時間の指導、情報等の発信を行う。
- ◇ 給食時間の学級訪問時には、児童・生徒の配膳、喫食、片付けの様子を参観し、指導するとともに、給食一食分の分量として適切かどうかを確認する。

※ 「食に関する指導希望調査」により、計画・実施を予定。

※ 別紙資料参照

(1) 特別活動や各教科における指導 (予定)

① 小学校	A 学級活動	1 9 学年	3 8 時間
	B 家庭科	6 学年	1 5 時間
② 中学校	A 学級活動	2 学年	2 時間
	B 家庭科	4 学年	8 時間
	C 自立活動・生活	2 学年	2 時間

(2) 給食時間の指導 (予定)

① 小学校	1 学年	3 回
② 中学校	2 学年	8 回
※ 資料の配布による指導	中学校	1 学年
※ 全校放送による指導	中学校	1 回

(3) その他

① 給食だより (年 4 回)	春休み号・夏休み号・秋休み号・冬休み号
② 栄養メモ	毎日
③ ランチメモ	随時
④ リクエスト給食	給食週間等を実施予定
⑤ セレクト給食	1 2 月に実施予定
⑥ 保護者向け講話	授業参観日における学年懇談、保護者試食会等

2) アレルギー対応給食について

(1) 提供食数 (R 5 年 5 月 1 日現在)

小学校	[A 献立] 1 0 名、	[B 献立] 1 名	計 1 1 名	
中学校	[A 献立] 1 1 名、	[B 献立] 1 名	計 1 2 名	合計 2 3 名

(2) 献立内容

A 献立 = 通常給食から、卵、乳、種実類を除去した給食。

B 献立 = 通常給食から、卵、乳、種実類の他、小麦や大豆などさらに多くのアレルギーを除去したもの。

※ 除去対象アレルギーは、表示義務食品 7 品目、表示推奨食品 21 品目の計 28 品目。ただし、今年度は、原因アレルギーとして豚肉とゼラチンに該当する児童生徒がいないので、B 献立でも豚肉とゼラチンを使用しています。

※ 間違いのない調理作業を行うため、卵や乳、種実類（ごまやナッツ類等）を調理室に持ち込まないこととしており、これらについては、A・B 献立どちらにも使用していません。

調理担当者数 : 社員 2 名、調理パート 5 名（株式会社 東洋食品）

参 考

表示義務食品 7 品目とは・・・

卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに

表示推奨食品 21 品目とは・・・

あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、バナナ、くるみ、大豆、牛肉、鶏肉、豚肉、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま、カシューナッツ、アーモンド

3) 学校給食センターの運営状況について

(1) 学校給食センターの利用状況 (老人クラブ・町内会・食育推進等)

令和 4 年度利用者数

(令和 5 年 3 月末日現在、単位:人)

区分		月												計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
学校関係 (保・幼・児童 ・生徒、PTA)	小人		42	100								73			215
	大人		5	6					10		6			27	
	計		47	106					10		79			242	
市・社教関係 (老人クラブ・町 内会・食育推進)	小人														
	大人	34	140	210	121	110	116	228	21	136	76	172	27	1,391	
	計	34	140	210	121	110	116	228	21	136	76	172	27	1,391	
視察・調査 (他自治体・ 保健所・県)	小人														
	大人														
	計														
一 般 (個人)	小人														
	大人			2		2									
	計			2		2									
合 計		34	187	318	121	112	116	228	31	136	155	172	27	1,637	

<給食センターのみの試食数 45食>

(2) 令和5年度給食数(職員室を含む)

令和5年5月現在

小 学 校			中 学 校			備 考	
富谷小	527食	19クラス	富谷中	247食	8クラス		
富ヶ丘小	525食	15クラス	富谷中西成田	19食	3クラス		
東向陽台小	636食	19クラス	富谷第二中	505食	13クラス		
あけの平小	382食	12クラス	東向陽台中	507食	15クラス		
日吉台小	542食	17クラス	日吉台中	421食	13クラス		
成田東小	287食	11クラス	成田中	411食	13クラス		
成田小	322食	12クラス					
明石台小	383食	14クラス					
支援富谷校	66食	13クラス				合 計	
小 計	3,670食	132クラス	小 計	2,110食	65クラス	5,780食	197クラス

R4.5月	3,823食	134クラス	小 計	2,163食	66クラス	5,986食	200クラス
前年同月比	△153食	△2クラス		△53食	△1クラス	△206食	△3クラス

(3) 令和5年度給食回数及び給食費

学校給食の実施回数は、米飯給食を週4回(毎週月/水/木/金曜)、パン給食を週1回(毎週火曜)として実施します。

なお、本年度の実施回数及び給食費は、次のとおりとします。

	(実施回数)	(実施回数の給食費)
○ 小学校	175回/年	300円 年52,500円
○ 中学校 1年生~2年生	170回/年	360円 年61,200円
〃 3年生	160回/年	360円 年57,600円

※ 令和5年度より、「子どもにやさしいまちづくり」のさらなる推進として、富谷市学校給食センターから給食提供を受ける児童又は生徒の学校給食費の無償化を実施します。

(4) 学校給食費の状況について

① 現年度の給食費について

区 分	R5年度見込額	R4年度給食費	前年度比較	R4年度未収額
小 学 校	13,962,000	171,000,728	-157,038,728	142,251
中 学 校	8,984,000	107,082,957	-98,098,957	269,085
センター・試食会	4,299,000	3,263,507	1,035,493	0
合 計	27,245,000	281,347,192	-254,102,192	411,336

② 過年度繰越の収納状況

	過年度調定	前年度繰越	繰越調定額	収納額	収納率	備考
令和4年度	2,581,044	249,796	2,830,840	542,243	19.2%	
令和3年度	2,606,294	56,750	2,663,044	60,000	2.2%	
令和2年度	2,703,794	79,450	2,783,244	176,950	6.3%	
令和元年度	2,819,669	195,260	3,014,929	311,135	10.3%	
平成30年度	2,747,014	218,155	2,965,169	145,500	4.9%	
R4-R3	△25,250	193,046	167,796	482,243		

③ 給食費の負担について

「給食費」としてご負担いただいているのは、食材購入に係る経費のみです。

その他、調理に必要な施設や設備に係る経費、人件費や光熱水費などは、全て市が負担しています。

※ 学校給食法及び学校給食法施行令による。

④ 給食費の決定について

給食費は、富谷市学校給食センター管理運営に関する規則第4条、運営審議会規則第2条により、教育委員会の諮問に応じて、必要な調査、研究及び審議をし、必要な意見を答申及び具申して、教育委員会が決定することになります。

⑤ 給食費の推移

(単位:円、回)

年 度	小学校 全学年			中学校 1・2年生			3年生		備 考
	単価	回数	年 額	単価	回数	年 額	回数	年 額	
S52	165	190	31,350	205	190	38,950	180	36,900	給食開始
⋮	S63年度までに S53、54、55、56、57、58、59、60年度 値上げ								
S63	200	185	37,000	245	180	44,100	170	41,650	H元 消費税3%
⋮	H元年度 値上げ								
H元	205	180	36,900	250	175	43,750	165	41,250	H9 消費税5%
⋮	H9年度 値上げ								
H9	230	175	40,250	275	170	46,750	160	44,000	H21 原油高騰等 H26 消費税8%
⋮	H21年度 値上げ								
H21	240	175	42,000	285	170	48,450	160	45,600	H31 栄養価基準 R元 消費税10%
⋮	H26年度 据置き								
H30	240	175	42,000	285	170	48,450	160	45,600	R5 物価高騰 給食費無償化
⋮	H31年度 値上げ								
H31	275	175	48,125	325	170	55,250	160	52,000	
⋮	R5年度 値上げ								
R5	300	175	52,500	360	170	61,200	160	57,600	

- ア 平成 元年度 → 消費税増税 3% → 小中学校とも 5円値上げ
- イ 平成 9年度 → 消費税増税 5% → 小中学校とも 10円値上げ
- ウ 平成 21年度 → 原油高騰など → 小中学校とも 10円値上げ
- エ 平成 26年 4月 → 消費税増税 8% → 値上げなし
- オ 平成 31年 4月 → → 小学校 35円、中学校 40円値上げ
- カ 令和 元年 10月 → 消費税増税 10%
- キ 令和 5年 4月 → 物価高騰など → 小学校 35円、中学校 35円値上げ

⑥ 他市町村の給食費について

令和 5年度 仙台教育事務所管内 (14市町村) の給食費 (一食単価)

(R5. 4月現在、単位:円)

順位	市町村名	小 学 校	順位	市町村名	中 学 校
1	名取市	275	1	名取市	325
1	七ヶ浜町	275	2	七ヶ浜町	330
3	松島町	280	2	松島町	330
4	利府町	285	4	塩釜市	331
5	多賀城市	289	5	山元町	333
6	仙台市	290	6	亶理町	336
6	亶理町	290	7	利府町	345
8	山元町	291	7	仙台市	345
9	塩釜市	300	9	多賀城市	348
9	岩沼市	300	10	岩沼市	350

※ 平成 30年度から大郷町は無償化、平成 31年度から大衡村は無償化をしている。

※ 令和 5年度から富谷市、大和町が無償化としている。

※ 名取市は、小学生 1人一食あたり 10円の補助をし、中学生は無償化をしている。

※ 利府町は、小学校 6年生と中学校 3年生を無償化としている。

※ 岩沼市は、1人一食あたり 40円の補助をしている。

※ 七ヶ浜町は、1人一食あたり 40円の補助をしている。

※ 亶理町は、1人一食あたり 3円の補助をしている。

⑦ 賄材料費の推移

(単位:円)

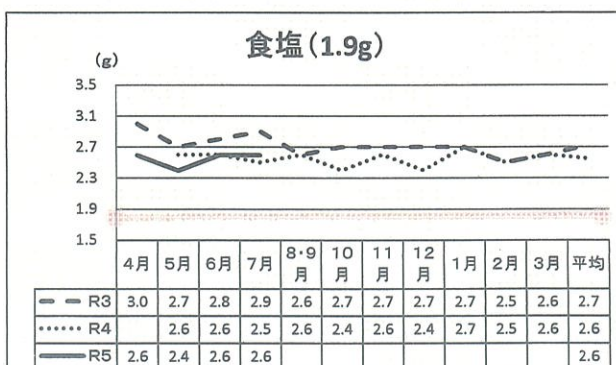
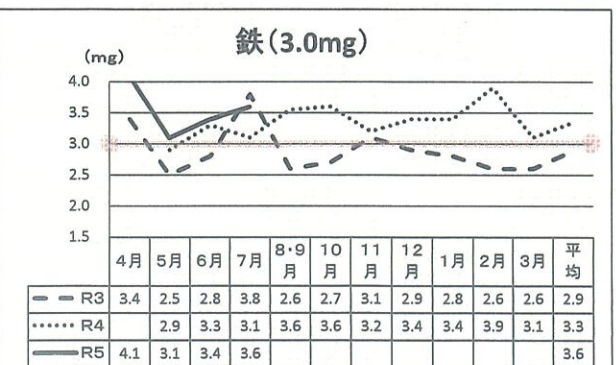
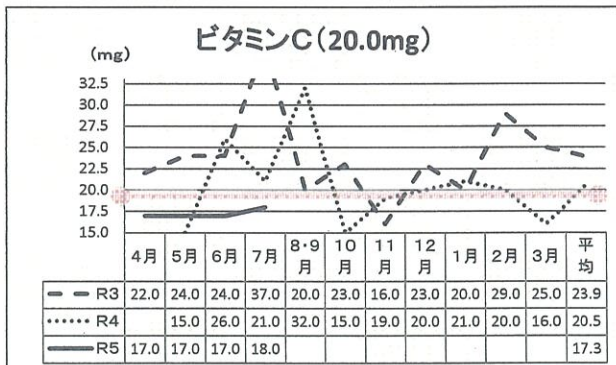
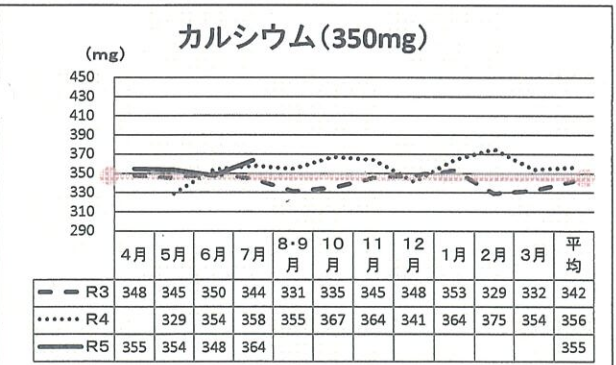
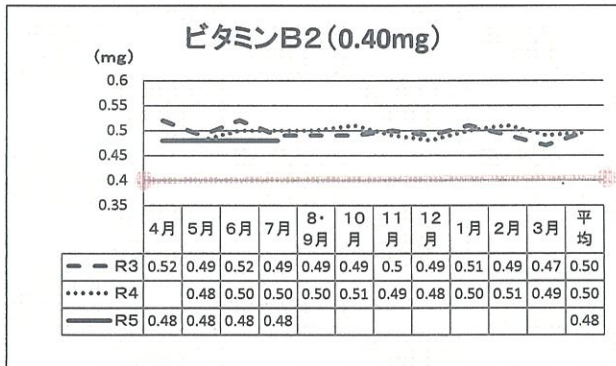
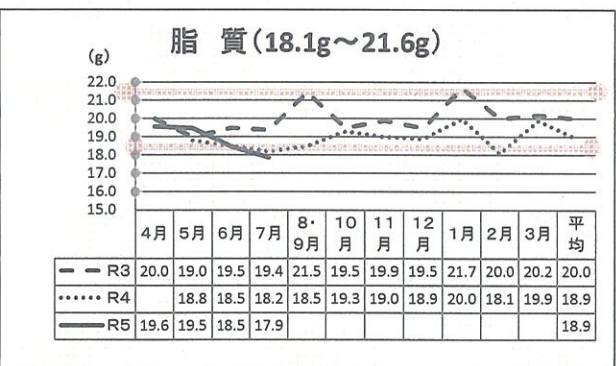
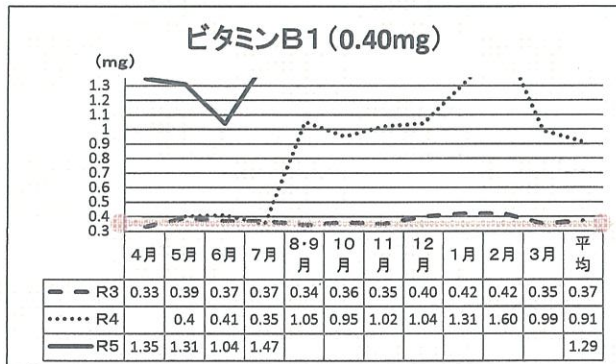
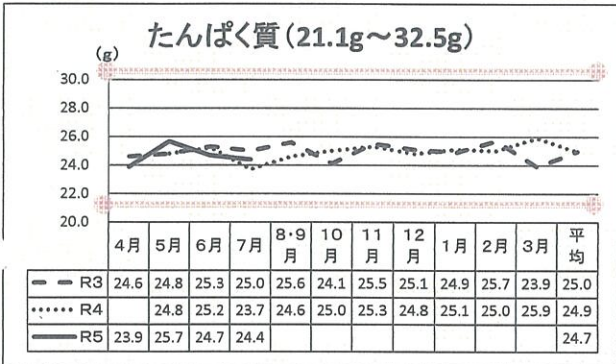
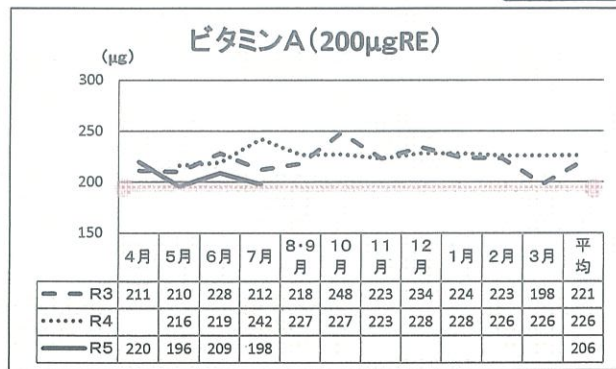
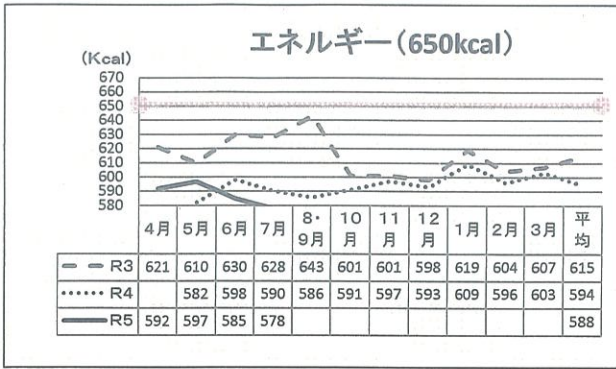
年度	賄材料費 計	調定額 計	市負担割合	市負担金額
H28	303,752,339	298,316,367	1.79%	5,435,972
H29	302,121,924	295,019,198	2.35%	7,102,726
H30	314,986,449	291,307,793	7.51%	23,678,656
R1	310,104,659	305,225,789	1.57%	4,878,870
R2	310,751,305	248,979,564	19.87%	61,771,741
R3	320,928,306	309,711,383	3.4%	11,216,923
R4	308,162,421	284,336,867	7.7%	23,825,554

※ 賄材料費のみに対しての市負担の金額です。

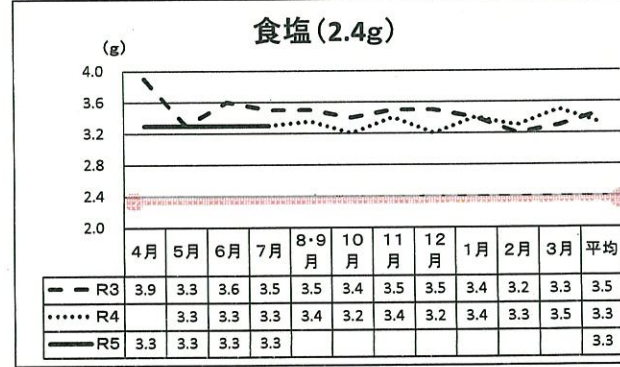
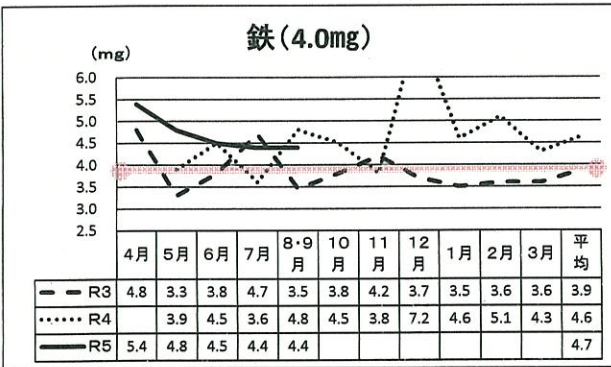
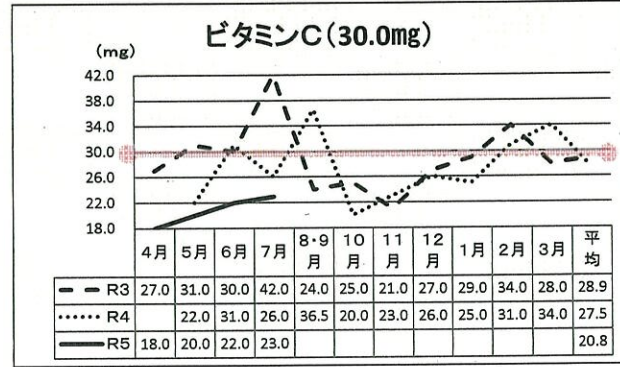
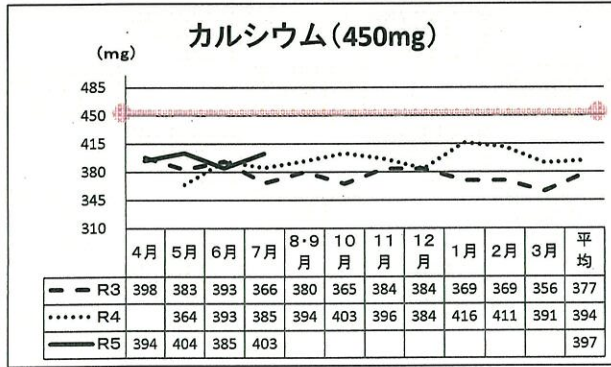
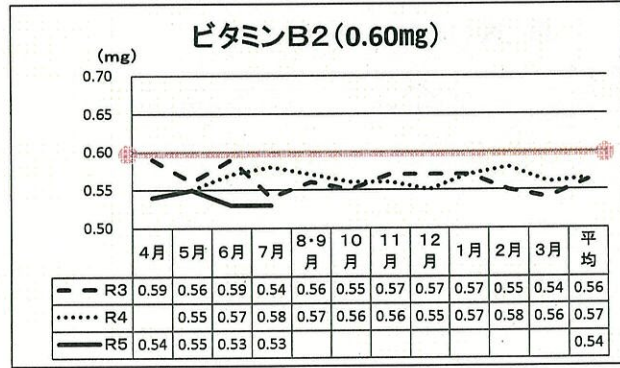
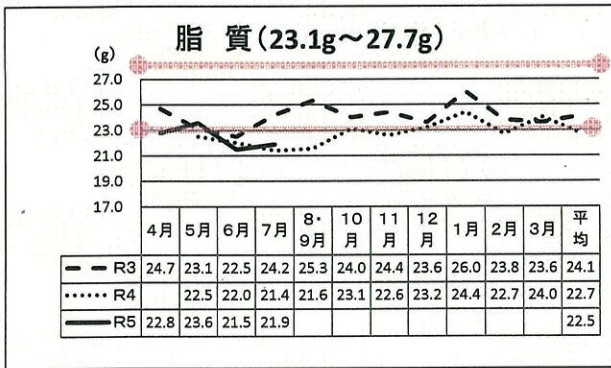
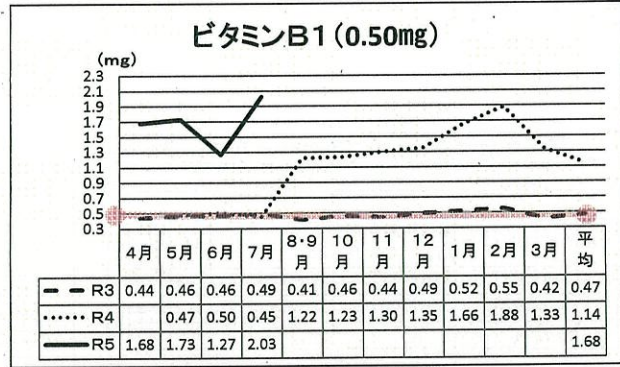
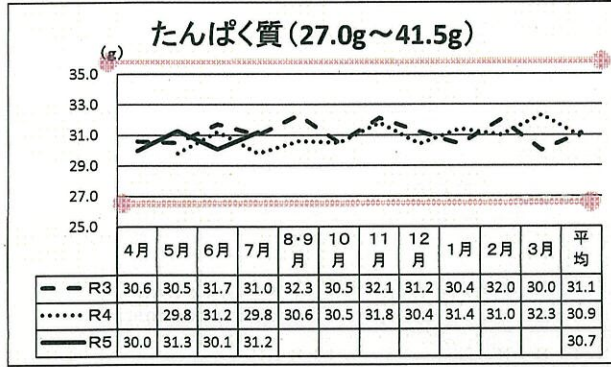
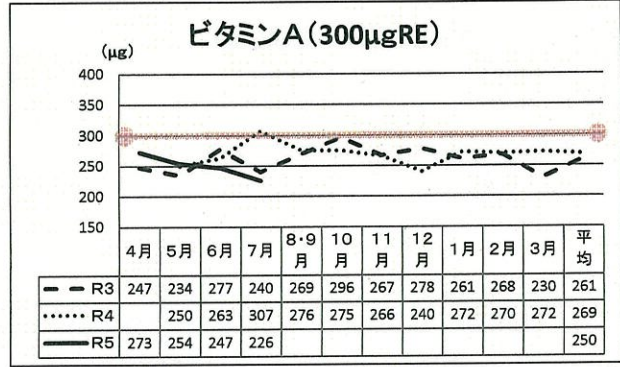
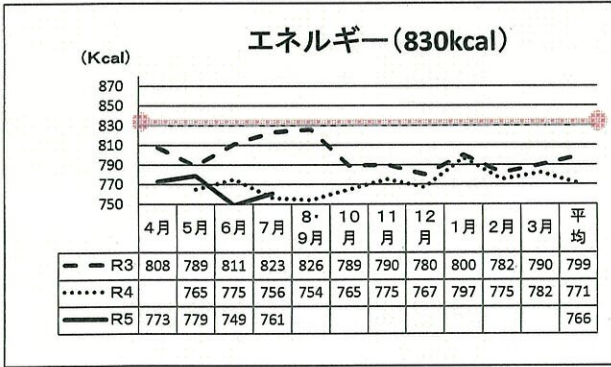
(5) 栄養価の状況について

給食費改定後の栄養価等を調査し、バランス等の検証を進めます。

令和4年度(実績)及び前年度における小・中学校別の栄養価状況については、別紙資料①及び②のとおりです。



※ () 内は、学校給食摂取基準となります。



※ ()内は、学校給食摂取基準となります。